

議案2号の1

令和5年度 事業計画

森林・林業・木材産業を巡っては、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、これまでの取組によって、国産材の供給量が拡大するとともに林業産出額や林業従事者の給与も増加するなど一定の成果が上がってきており、この流れを加速させていくことが重要である。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、官民が一体となりGXによる脱炭素化を進めていこうとしている中で、我が国最大の吸収源である森林・木材が最大限に貢献していく必要がある。加えて、国民病ともいわれる花粉症に対応したスギ人工林の伐採・植替え等の花粉発生源対策を推進していくことが求められているとともに、新型コロナウイルスを契機としたテレワークの普及がライフスタイルの多様化を後押しし、山村地域がその受け皿として脚光を浴びている。

さらに、近年の世界情勢を受け、輸入材に依存することへのリスクが顕在化した一方、国内では少子高齢化等により木材需要が減少していくことが見込まれる中、国民生活に不可欠な木材の安定確保に向け、国産材の需要拡大を図りつつ、国産材の安定的かつ持続的な供給体制を構築していくことが必要である。

一方、伐採後に再生林がなされない森林が見受けられたり、豪雨や豪雪等により全国各地で大規模な山地災害が頻発するなど、近年、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼしかねない課題も生じている。加えて、東日本大震災による被害の早期の復旧・復興、TPP11や日EU経済連携協定等にも対応した林業・木材産業の競争力強化・進化についても、手を緩めることなく必要な対策を講じていくことが不可欠である。

このような状況を踏まえ、間伐や主伐後の再生林等の森林整備の着実な推進、エリートツリーやICT技術等を活用した「新しい林業」に向けた取組、国産材のシェア拡大及び安定的かつ持続的な供給体制の構築に向けた取組、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく森林整備・治山対策等、森林・林業・木材産業施策を総合的かつ計画的に強力に推進することが必要となっている。

については、「森林・林業基本計画」に基づき、森林資源の適正な管理・利用等を通じた森林資源の循環利用の確立と木材の安定的かつ持続的な供給体制の